

意見公募要領

1 意見募集対象

- ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案

2 意見公募の背景等

本件は、災害時用公衆電話の第一号基礎的電気通信役務への追加等を踏まえた規定の整備を行うため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法

次の（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

次の（２）、（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。
なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：tel-univ_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課 あて

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としています。送信の際には恐れ入りますが、「@」に置き換えた上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。やむを得ず添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル又はマイクロソフト社 Word ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

5 意見提出期間

令和 7 年 11 月 26 日（水）から同年 12 月 25 日（木）まで（必着）

（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である省令案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課にて配布又は閲覧に供します。
- ・ご記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である省令案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめご了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課

担 当：隅田課長補佐、青木係長、西内官

電 話：03-5253-5817

電子メールアドレス：tel-univ_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

意見書

令和7年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部基盤整備促進課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人名又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

	該当箇所	御意見
1		(大部の場合は、別葉にすること。)